

< 過労死防止学会 第11回大会 特別企画
過労死等防止対策推進法の意義と限界
— 施行10年から見えてくる意義と限界、そして課題 — >

過労死防止法制定運動から考える意義と限界



2025年9月5日

弁護士 岩城 穰

元「過労死防止基本法制定実行委員会」事務局長・
過労死防止全国センター前事務局長

Y-iwaki@iwakilaw.com

【1】過労死防止法制定運動を振り返って

1 壮大な国民的運動構築の成功による法律制定

①出発点は、全国過労死家族の会主催の院内集会（2010・10・13、第1回院内集会）

②運動主体は、「ストップ！過労死 過労死防止基本法制定実行委員会」（2011・11・18結成、第2回院内集会にて立ち上げ、実行委員長森岡孝二）

③100万人署名 550,137筆（達成率55%）【資料1】＋ネット署名約5000筆

④地方自治体意見書 143自治体 【資料2】

内訳 都道府県議会 11/47（北海道、宮城県、神奈川県、長野県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、宮崎県）

政令指定都市議会 5/20（横浜、名古屋、京都、堺、神戸）

※なお、法制定後も13の自治体が採択（岩手県を含む）

⑤国政選挙に際して、全政党と立候補予定者に賛同依頼

衆院選（2012・12・16）立候補予定者1155人に要請書送付、287人から賛同書、うち34名が当選。全12政党に対するアンケートも実施、9党から回答

参院選（2013・7・4）立候補予定者386人に要請書送付、97人から賛同書、うち14人が当選

⑥国政選挙に際して、全政党と立候補予定者に賛同依頼

衆院選（2012・12・16）立候補予定者1155人に要請書送付、287人から賛同書、うち34名が当選。全12政党に対するアンケートも実施、9党から回答

参院選（2013・7・4）立候補予定者386人に要請書送付、97人から賛同書、うち14人が当選

⑦主要新聞が社説で法制定に賛同（朝日、読売、北海道、京都、東京、神戸）

⑧計10回に及ぶ院内集会

⑨国連社会権規約委員会の日本審査に参加して「過労死は国際人権規約違反」を訴えたところ、過労死とハラスメントの防止を委員会が勧告（2013・5・17）【資料3の1～3】

⑩過労死防止基本法制定超党派議員連盟の結成（約135人）

その後、家族の会メンバーが常駐して入会の働きかけ

⑪衆参の厚労委員会で寺西笑子さんが意見陳述

⑫衆参両院とも満場一致で法律制定

2 法制定までの長かった道のり

- 2010年10月から2014年6月まで（3年9か月）
- 途中、2回の国政選挙で国会情勢が激変（民主党政権から自公政権へ）
- 「過労死防止基本法案」
 - 「過労死等の防止のための調査研究の推進等に関する法律案」への後退
 - 「過労死等防止対策推進法」への押し戻し

【2】過労死防止法制定の積極的意義

1 過労死防止法の内容 【資料4】

- (1) 過労死のない社会の実現（第1条）
- (2) 「過労死等」の定義（第2条）
- (3) 関係者の責務等（第4条）
- (4) 国（責務）、地方公共団体（努めなければならない）、事業主（努めるものとする）、国民（同）
- (5) 啓発月間（11月）（第5条）
- (6) 年次報告（過労死白書）（第6条）
- (7) 過労死防止対策大綱（第7条）
- (8) 4つの過労死防止対策（調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体支援）＋労働行政機関における対策
- (9) 過労死等防止対策推進協議会（第12条、第13条）
- (10) 法制上の措置（法制上又は財政上の措置その他の措置）（第14条）

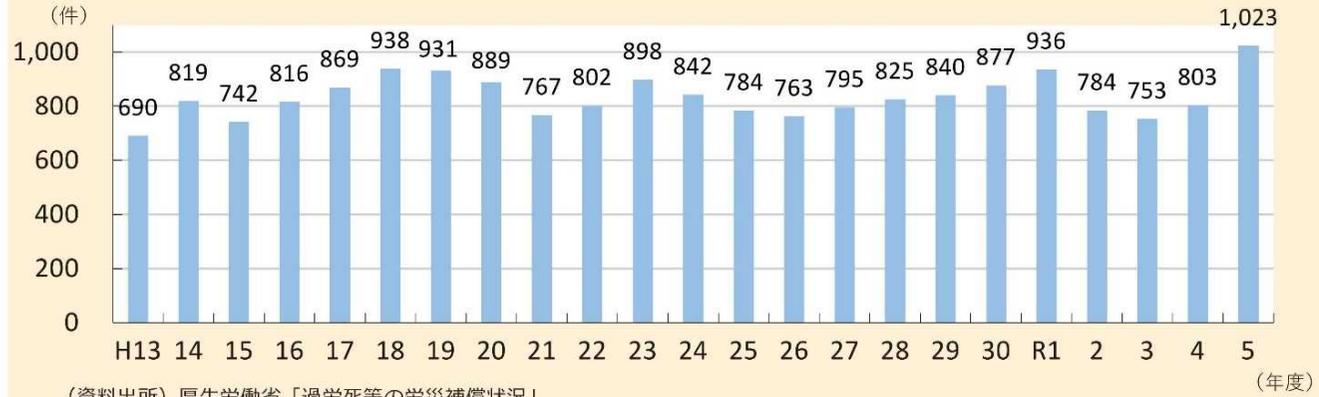
2 改めて評価されるべき点

- (1) 省庁を超えた取組み（民間のみならず、国家公務員、地方公務員も）
- (2) 協議会の役割
- (3) 啓発シンポジウム
- (4) 高校・大学等での啓発授業
- (5) 大綱の充実
- (6) 過労死白書
- (7) 重点分野の設定と拡大
 - 当初の重点5業種（自動車、外食、教職員、IT、医療）
 - 追加（建設業、メディア）
 - 追加（DX等先端技術担当者、芸術・芸能分野スタッフ）
- (8) 多角的な調査研究と対策（若年、中高年、障害者、公務員、業務外事案、自営業者・会社役員など）
- (9) 認定基準の改定への影響

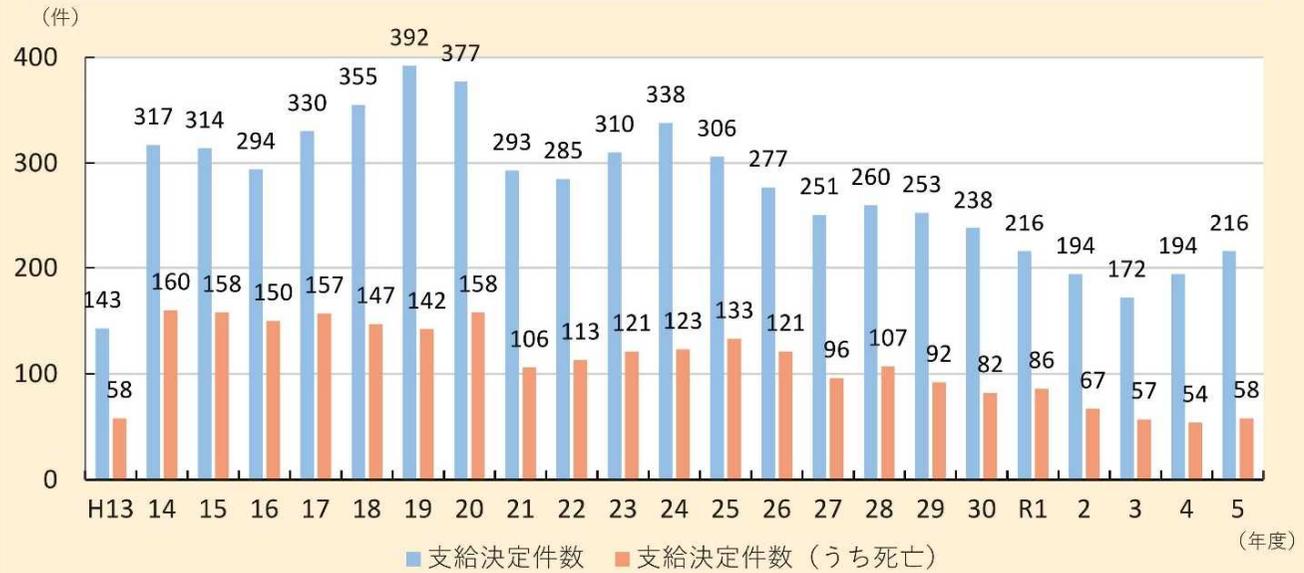
【3】現状とその評価

- (1) 申請件数が減っていない現状をどうみるか 【資料5の1・2】
 - 積極面・過労死・労災申請の考えの普及
 - 消極面・まだまだ申請に至らないケースが多い
 - 過労死等が減っていない
- (2) 認定件数が増えていない現状をどうみるか
 - 業務上認定がされるべき事案が切り捨てられている
- (3) 異議申立手続（審査請求・再審査請求）
 - 取消率の低迷
- (4) 「働き方」「働かせ方」自体の変化（「労働」「労働者」「使用者」概念）
 - フリーランス プラットフォーム労働 ギグワーク（スポットワーク）
 - ダブルワーク テレワーク（リモートワーク）
- (5) 労基法・労災保険法の適用の「穴」
 - 家事使用人 海外労働
- (6) 裁判所の動向
 - まだまだ理解のない裁判官が多い
 - 一方で、最高裁令和7年3月7日判決

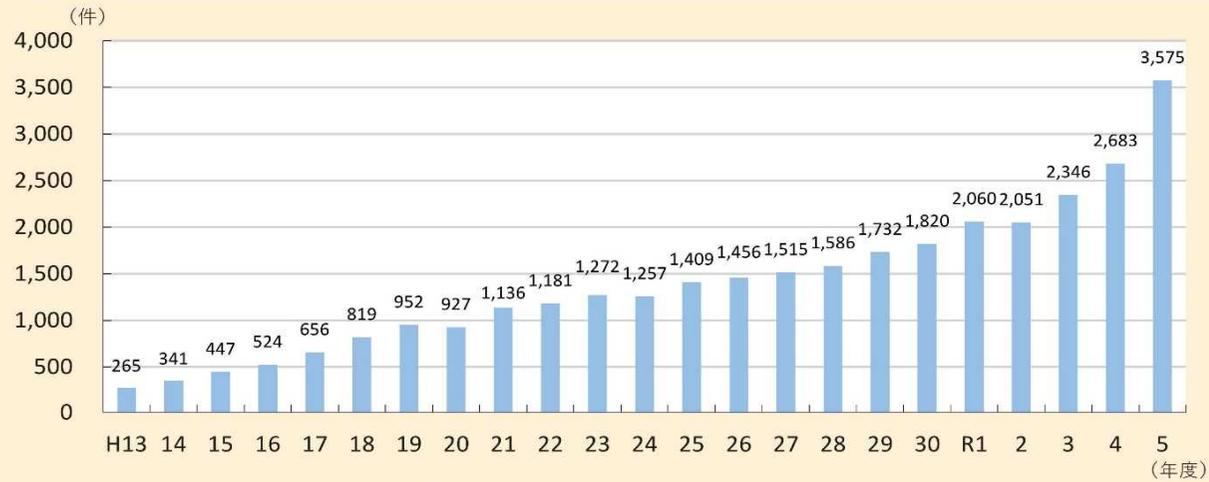
第 2-1-1-1 図 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移



第 2-1-1-2 図 脳・心臓疾患に係る労災支給決定（認定）件数の推移

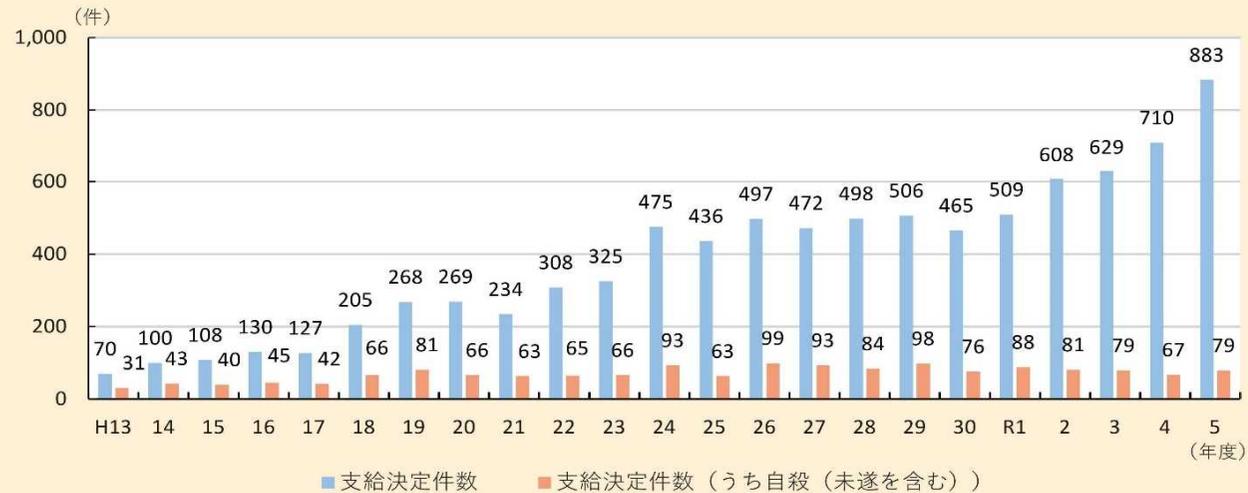


第 2-1-2-1 図 精神障害に係る労災請求件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

第 2-1-2-2 図 精神障害に係る労災支給決定（認定）件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 労災支給決定（認定）件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

【最高裁令和7年3月7日判決】

《法廷意見》

- ・ 使用者の安全配慮義務についての電通事件最高裁判決の理は、民間労働者と公務労働者との間で別異に解すべき理由はない
- ・ 都道府県の安全配慮義務違反の判断に当たっては、当該警察官が従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきであり、その際、認定基準に示されている地検をしん酌し得るが、認定基準が示す要件に該当しないことをもって直ちに損害賠償責任が否定されるものではない

《三浦裁判官の補足意見》

- ・ 労災保険法の給付や地公災法の補償において過重労働による疾病が対象とされているのは、いずれも電通事件最高裁判決の示す知見を基礎とする点で共通している
- ・ 労災認定基準や地公災認定基準は一定の合理性を有するが、使用者の損害賠償責任の有無の判断に当たっては、当該公務員が従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきであり、その際には、両認定基準に示された知見をもしん酌し得る
- ・ 認定基準に示された知見をしん酌し得るといっても、形式的に当てはめるべきものではなく、あくまでも経験則上の一つの知見としてしん酌するというべきものである
- ・ 民間認定基準には具体的出来事の心理的負荷の強度の具体例が示されているが、そのような具体例も例示であるから、これらを踏まえ、関係する諸事情を考慮してその負荷の程度をしん酌すべき趣旨を含むものである

【4】防止法制定10年を経ての課題

(1) 防止のためには、適切な救済が必要であること

(2) 過労死防止法自体の見直し

法14条 「政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。」

附則 「2 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

- ・ 「責務」「努める」の見直し
- ・ 「法制上の措置」の射程範囲
- ・ 協議会での議論の限界
- ・ 超党派議員連盟との連携、国会での質問、議員立法による法改正

- (3) 現実に救済がなされる認定基準とその運用
- ・認定基準のさらなる改定
 - ・不当な認定行政の是正（労働時間の定義、過少認定など）
- (4) 判決による救済の前進
- ・勝訴判決の積み重ね（裁判支援、マスコミ報道の重要性）
 - ・裁判官に対する啓発も必要
- (5) 救済の「枠外」や「穴」をどうなくすか
- ・「新しい働き方・働かせ方」への対応
 - ・調査・研究の重要性

資料1 100万人署名 集計表（最終）

資料2 意見書採択自治体一覧表（最終）

資料3 国連勧告と産経新聞記事

資料4 過労死防止法（条文）

資料5の1・2 度請求件数・認定件数（令和6年度）